

## 戦後のソ連とロシア・ウクライナとの関係-

北広島九条の会：2023.3.4：北広島団地住民センター

報告者：西山 克典

### はじめに

2/22 「東部特別作戦」を宣言し、24日から侵攻がはじまった

9/30 東部・南部4州のロシアへの併合宣言 10.1 新聞報道 ヘルソンの奪還 (11.11)

2023・2/22 プーチン大統領の教書 国連総会の決議 (2.23)

国際政治学者や軍事評論家、ジャーナリストが盛んに論じ、メディアで悲惨な報道  
ロシア史研究者や文学者もロシアとウクライナの関係、「平和」とウクライナの歴史と多様性を論じてきた。「私」：2月24日の衝撃をうけ、4月末の『ロシア近現代史・日本との「合わせ鏡」の中で考える』(小冊子)に「私的」声明を付した。「勝利なき平和」：戦場となる地域と民衆の立場から考えたい(付録)

今回の話：現代の戦争と「平和」、プーチン政権の成立を戦後のソ連・ロシアの歴史のなかで位置づけ、ウクライナのソ連崩壊後の「独立」への歩みと最近の情勢を検証したい。そして、この二つの国での「国家主権」の強調と対照性：プーチン vs ゼレンスキーの対立を明らかにし、結びと展望では「停戦」と「講和」へのプロセスを考え、ロシアとウクライナの「民主化」を地域と民衆の視点から「平和」と人権のなかで考えたい。

0. 戦争の世紀と「平和」の希求：20世紀・新たな戦争と「平和」が求められる時代の始まり。日露戦争から第一次世界大戦、第二次大戦と冷戦をへて、ソ連崩壊後の30年。  
新たな戦争：総力戦 Total War 前線と銃後の一体化、国民の総動員体制、国家統制と日常生活。従来の戦争、短時日に戦場で軍隊の会戦として決着がついた、質の転換。戦場と民衆の生活が境なく包摂し融合した。塹壕、戦車と空襲、戦略爆撃、艦隊と潜水艇、毒ガス・細菌兵器、地雷と魚雷、核兵器の登場 ⇒戦争の全面化、前線と銃後、軍隊と民間人の区分の消滅 ⇒ この時代に、現代につながる「非戦」と「反戦」の思想が登場した。

日露戦争：レフ・トルストイの「平和」の訴え、日本の「平民社」の呼応

与謝野晶子の「君死にたまふこと勿れ」、内村鑑三のキリスト者としての平和論

社会主義者：堺利彦、幸徳秋水や片山潜、プレハーノフら社会主義者の反戦の立場

日本は戦争に沸き戦勝に酔った。ロシアでは敗戦を受け、「改革」と「革命」が登場

宗教的信念にもとづく近代以降の非戦論にくわえ、文学者や知識人、社会主義者が戦争へ批判的立場を示した。1914年8月の欧州大戦：R.ロランらの知識人や、一部の社会主義者が反戦の立場を示す、だが、全体として知識人もこぞって戦争を支持し、社会主義者も「祖国擁護」、戦時予算の承認と入閣など戦争協力に動いた。

だが、ロシアでの革命の勃発は「平和」への大きなアピールとなった。

米国：欧州大戦に中立を表明、15年5月ルシタニア号事件→17年4月に参戦。戦時下の帝政ロシア、パンと「平和」が追求された。1917年二月に帝政は崩壊したが、革命後の臨時政府は「祖国防衛」と「革命の擁護」を掲げ、戦争の勝利までの継続を訴えた。十月革命で成立したソヴィエト政権は、戦争からの離脱を「平和に関する布告」で示した。無併合・無賠償、民族自決、秘密外交の廃止であり、これに英仏米、日本の革命への干渉→シベリア出兵、干渉・内戦。1922.12月4つのソヴィエト共和国（ロシア、ウクライナ、白ロシア、ザカフカース連邦）の同盟としてソ連邦の結成

1920年代のネップのもとで、ソ連は「平和」を国際社会に求めた。1927年のジュネーヴ国際会議では、リトヴィノフの声明で、艦隊・空軍の一掃、兵役廃止と市民の軍事教練の停止をかけた、全面軍縮を求めた。1920年代の「平和」と軍縮の趨勢：国際連盟の成立と1928年8月の不戦条約の締結。

#### 第二次大戦と戦後、そして「ペレストロイカ」へ

1930年代のソ連の安全保障政策、①中立・不可侵条約の外交を拡大し、②国内の諸民族の強制移動（朝鮮人、中国人、ユダヤ人）など、③コミンテルン；ソ連の「擁護」を第一に掲げる。ソ連外交の転換：リトヴィノフからモロトフへ外交の主導権が移ったことが象徴的に示している。1939.8.23 独ソ不可侵条約の締結、9.1 ドイツの侵攻→ 9.3 英仏の独との戦争、第二次世界大戦の勃発。この状況で、ソ連のポーランド進駐、39.11月にソ・フィン戦争が引き起こされた。

東アジア：1941.4月に日ソ中立条約の調印、6月に独ソの開戦、日本は12月に日米開戦に突入し、ユーラシアの西と東で世界規模の戦争となる（第二次世界大戦 WWII）

WWIIでのソ連の勝利 甚大な犠牲（資料 ヨーロッパのWWII死者1939-45年）

→ソ連社会主義建設の正当化、「大祖国戦争」として称揚

→「平和」を求める安全保障、ソ連の政策の絶対化

参照【地図1945-48年の東欧】とヨーロッパ諸国の「犠牲」領土併合：東欧と東アジア

ソ連は戦間期の孤立と「脅威」から、その危機から出口を大国覇権主義に求める

1) 東欧：カリーニングラード、カルパチア、ガリツィア、プロコピナ

東アジア：中国（モンゴル、中東鉄道）、日本（千島・歯舞色丹諸島）

2) 国連での地位の確保 五大国として安保理の常任理事国 拒否権

3) 国連に三議席：ウクライナ、白ロシアとともに

ソ連：連合国側の犠牲の40%、死傷者2千万→勝利の矜持が満たされねばならない

vs 日本：戦争の多大な犠牲→「平和」と「戦争放棄」の選択（憲法前文と第九条）

ソ連：大国の覇権主義のなかに 国家の安全保障を求めた

戦後のソ連社会： スターリン批判（1956）と「雪解け」（1960年代）

70～80年代 社会の停滞と経済の低迷：東西「冷戦」のなかで安全保障は国家（軍事力と同盟）と外交が独占し、その神聖化→個人の反戦・非戦の思想と運動は認められず。

「ペレストロイカ」ゴルバチョフ書記長、1985年3月～1991年12月

政治、経済と環境問題、民族問題 冷戦の終了→ 1991.12.25 ソ連崩壊 崩壊後の新生ロシアは「近い外国」に自国の安全保障をさぐる→CIS（独立国家共同体）の形成  
独立した各共和国：ウクライナはドンバスの重工業、農業生産をになう穀倉、ソ連計画経済の要 1990年代のソ連経済の崩壊と生活の悪化、「市場経済」と「民主化」のなかで15の構成共和国の「主権」と「自立」、ロシアもウクライナも新しい出発を歩む

## I. プーチン体制の形成 - ロシア

プーチン、ヴラジミール・ヴラジミールヴィチ (1952.10.7. レニングラード生まれ)

1999.8.16 首相に就任 12.31.大統領代行 → 2000.3.26.大統領選で勝利

2004年 再選 二期八年 大統領在任 → 2008～2012年 政府首相 (タムデム)

2012～2018年大統領(任期6年になり) 2018年大統領再選 (～24年)

四半世紀にわたる長期政権の誕生 さらに2期12年、つまり2036年までの

=プーチン体制の可能性あり 政治における「可能性」⇒ 力

登場の背景・1999年：ソ連崩壊後の社会経済の最も深刻化した時期

金融危機 (1988年、タイ・バートの暴落 1987年の波及+市場経済体制への転換の危機)

チェチェン戦争；1992年チェチェン共和国の宣言 首都グロズヌィ

1994.12月 ロシア軍の進攻 1996年和平協定、1999年 再びコーカサス情勢が緊迫

◎政治の「劇場」化：12月30～31日、両日「政治劇」の上演：正教会の祝福、ロシア軍の威力、新しい指導者の行動力 エリツィンの退任と代行プーチンの登場 新年のイオンと花火の祝祭のなかで迎えられた。cf. ゼレンスキーの大統領選 (18年末～19年)

◎タムデム体制：大統領2期という憲法規定 首相に就任 再び大統領復帰

憲法：権力の集中排除、三権分立と相互牽制の理念に反する

◎スポーツ祭典と戦争報道 (2008.8月グルジア介入、2014年2月クリミア併合)

2014年2月 ソチ冬季オリンピック；2018年夏 世界サッカー大会ロシア開催

◎祝祭の政治 2004年に革命記念日 11月7日の廃止→11月4日「国民統一の日」と定める：1612年「スムータ(動乱)」時代、モスクワがポーランド軍を敗退させ、ロマノフ朝の成立に導いた「歴史的な」日→「革命」からロマノフ朝の成立とロシアの統一、歴史的伝統への国家的祝祭の転換

5月9日「戦勝記念日」の称揚：1945年5月にナチス・ドイツに勝利し、翌年から戦勝の祝祭日として称揚され始めた。\*戦後の現実：廃墟と荒廃、傷病兵や廃兵が街頭にあふれる違和感、やがて祝祭は行われなくなる(1948年に廃止) 1960年代末から、ブレジネフのもとで復興し(1965年)、プーチンは「5月9日」をロシアの国家的「覇権」に利用。対日戦勝利の日は9月2日：9月3日に「日本の軍国主義」への勝利の日として設定の動き

◎憲法改正 2020.1/15 連邦議会への教書で改正を提案→審議

3月国会 新憲法案の策定 投票：コロナ禍で7月1日まで延期、戦勝記念日（延期）に続き翌日から投票：投票率 67.97% 改正賛成 77.92% 新憲法は7月4日から発効  
制定過程：4.22 予定の投票 コロナ禍で延期、戦勝記念日パレードも延期(6月24日に)  
翌25日から7月1日まで投票日(一週間)：国民的祝祭を引き継いで国民投票へ

## 2020年憲法体制 -プーチン・ロシアの現体制

ソ連崩壊後 新生ロシア ロシア連邦憲法(1993年12月) その後 一部改正をへて  
20年7月 国民投票で新たに改定 構成：前文 第一篇全9章137条 付随の第二編  
特徴①大統領権限の強化：任期・従来の任期ゼロ査定 憲法裁判所 議会(二院制)との関係  
② 前文「主権を有するロシアの国家を再興し、その民主的基礎が不動であることを  
確認し」憲法を採択する→「主権」と「国家」の強調とそのもとでの「民主主義」  
③第7条で「社会的国家」として、健康、教育、家族への国家の配慮と後見の姿勢  
日本の報道：第67条の領土割譲を禁止する文言へ集中：北方領土交渉への困難への懸念  
この67条には、全文追加の67.1条 「愛国主義」「歴史的に形成された国家の一体性」  
→「国家主義」への強い志向

## プーチン大統領の世界観

「現実的」「保守的」政治家：対テロで欧米と協調→「ユーラシア主義」で「西」に対抗  
2007.2.12のミュヘン国際会議：米国の一極支配への批判 2008.8月グルジアとの戦争  
◎2018年報道機関とのインタビュー：自らはスターリン主義者ではない、好むのはエカチ  
ェリーナ二世、ロシア革命とレーニンは歴史的なロシアを破壊に導いたとして否定  
帝政ロシアのエカチェリーナ二世への崇敬 参照：女帝のウクライナ政策：コサック自  
治の廃止、南ウクライナの併合（新ロシア）、クリミア併合など プーチンの志向の基礎  
◎第二次大戦の理解：2019年12月、WWII 勃発80周年ヨーロッパ会議、プーチンの反発：  
1939年の独ソ不可侵条約の締結、ポーランドへの独ソ軍の侵攻からWWIIが始まったとす  
る見解、共産主義とナチズムを同等視していると、強い反発  
\*2014年5月にWWIIでソ連の果たした役割を貶めることを「犯罪」とすると表明  
\*2020年憲法第67.1条 「ロシア連邦が千年の歴史で統一された」国家として「祖国  
の擁護」における人民の功業を貶めることは許されない—憲法での規定  
「国家」の呪物的崇拝；帝政ロシアの崩壊、ロシア革命とレーニンの否定、エカチェリー  
ナ二世への崇敬、ソ連崩壊を一度ならず遺憾とし20世紀最大の「地政学」的破局とみる

グルジア(2008年)、ウクライナ(2014年)、カザフスタン(2022.1月)、旧ソ連の「近い外  
国」への特別な意識、カラー革命\*への警戒 vs 欧米との対立 NATO(軍事同盟)の東方拡  
大への警告 安全保障での危惧の表明→BRICsとの協調、中国とのパートナーシップ

\*ウクライナのオレンジ革命(2004年)とマイダン革命(2014年)

プーチン体制と代表制機関：2018年の大統領選：プーチンの得票率 76.69%

2016年の国会選挙 450議席のうち与党「統一ロシア」343議席 圧倒的多数：2021年  
9.17~19国会選挙 与党 324議席 cf.エリツィン時代「弱い大統領と強い議会」→プーチン時代「強い大統領と弱い議会」へと移行、「国家」主権と大国覇権主義に基づく安全保障  
その他：体制を支える報道規制 vs 人々の SNS、シロヴニキとオリガルヒという機構、  
“petrostate”という資源経済体制

## II. ウクライナ：「独立」とアイデンティティーを求めて

1991年8/24 独立宣言：ウクライナ独立の日 8月事変(プッチ)のなかで

二人の大統領：クラフチュク 1991年12月大統領選で勝利→独立後、非核中立を基本  
政策 独立の強化とロシアとの対立 ①黒海艦隊の帰属 ②クリミアの帰属 ③二重国籍  
④エネルギー資源 ⑤独立国家協同体 CIS の強化をめぐる

クチャマ大統領(第二代) 1994年7月から クラフチュクの敗北

ロシアとの関係は安定化に向かう：ブカレスト合意(1994年)でウクライナ保有の核兵器  
のロシアへの移管と核の拡散防止に加盟、米露英などによる新生ウクライナの安全保障  
経済状況の困難：経済再建を模索、中立政策の見直しとロシアへの傾斜、  
国民統合では、二言語政策（ウクライナ語とロシア語）

### オレンジ革命（2004年12月）

2004年の大統領選挙、第二次投票ヤヌコーヴィチ 49.42%で勝利、不正の告発と再選挙  
第三次投票(12/26)ヤヌコーヴィチの敗北 44.2% 51.99%でユーシェンコ大統領の誕生

2006年3月 議会選挙「地域」党 最大得票→首相ヤヌコーヴィチ

#### 大統領と議会の「ねじれ」と政治的対立

大統領の政策(2005.1.24~2010.2.25)、支持母体『我がウクライナ』その社会政策：家  
族と住居、「ウクライナ民族記念研究所」の設立（2005.7.11の政令）1932-33 飢餓犠  
牲者の追悼とジェノサイドの告発、2006.10.14の政令 ウクライナ蜂起軍、解放軍の戦  
士と称えた、2007.10.12の政令で、ロマン・シュヘヴィチを「ウクライナ英雄」の称  
号を与え、彼の生誕100年、ウクライナ蜂起軍創設65周年を祝った。（2010.1.29 最  
後の政令の一つ、ウクライナ蜂起軍の戦士をウクライナ独立の戦士と称揚）。2008年8  
月：ロシア軍のグルジア進攻、ウクライナのグルジア支援

2010.1.17 大統領選 第一次投票、5.45%の得票で第五位、史上 現職の最低記録

2010.2.14 大統領選挙ヤヌコーヴィチの勝利 親露政策・)ウクライナはどんな軍事同盟に  
も非加入・)EU加盟協定の推進停止(2013.11月)・)ヤヌコーヴィチ CIS議長就任

親露へ傾斜 ⇒ウクライナの政治的揺れ 親露か EU志向か

- マイダン革命 (2013年 11.21~2014年 2.13) : キエフの独立広場(マイダン)での民衆行動  
 2014年 2.21 ヤヌコーヴィチの失脚 犠牲 ; 死者 125、行方不明 65、負傷者 1890 人  
 ポロシェンコ大統領の選出 (2014.5.25) と施政 ウクライナの分裂の顕現
- 2014年の大統領選挙(5.25) 第一回投票ポロシェンコの勝利:中央と西部 15州で50%以上、  
 しかし東部では30%の得票 地域での支持の分裂傾向
- マイダン革命→クリミアの独立とロシアによる併合、東部二州の分離と人民共和国宣言  
 マイダン革命をへて、ウクライナは2014年春からEUとの協力、加入をめざす
- 大統領就任式での演説(6月7日):ウクライナの統一、ウクライナ語を唯一の「国家語」  
 軍事力の強化(2015年に徴兵制の再導入、兵役期間 18 カ月)とヨーロッパ同盟への加盟  
 を目指す、しかし支持率は急速に低下 翌 15年 12月 支持率 17%、南と東では7%と  
 11% 原因:経済の低迷と汚職:欧州へのビザなし渡航の認可→しかし経済は回復せず
- ポロシェンコの脱「共産化」の政策 民族国家主義への傾斜
- ・) 「革命」記念碑の撤去:2014.9.28.ハリコフで国内最大のレーニン像の撤去
  - ・) 各地で都市、街路 建物の改称、脱革命化とウクライナ化 Cf. プーチン政権
  - ・) 言語政策 ウクライナ語を国家語とし、ロシア語に「地域言語」の地位を保証  
 放送:ウクライナ語の使用強制と範囲の拡大 教育:「教育課程言語」とする。
  - ・) 文化政策:タラス・シェフチェンコ生誕 205 年行事で、ウクライナは「長年のロ  
 シアによる文化占領」から解放されたと述べた。\*タラス・シェフチェンコ(1814-61)  
 ウクライナの詩人、文学の創始者の称揚、プーシキンやグリゴエードフの街路消滅
  - ・) 歴史の見直し:2014年 10月 14日をウクライナ蜂起軍の創軍記念日とし、この日  
 を「ウクライナ擁護の日」と宣言し、国家の祭日とした。この日は、聖母マリアの  
 祭日であり、ウクライナ・コサックの創立の日でもあった。ウクライナ蜂起軍\*兵士  
 に「ウクライナ独立を目指す兵士」の称号を付与 \*ナチスの侵攻に協力、ユダヤ人  
 掃滅を非難されてきたが、独立の戦士と称揚 ウクライナでのユダヤ人虐殺 規模
  - ・) ロシア正教会の分裂:モスクワ総主教座からの分離 2018年 4月 19日(議会の承  
 認)→2019.1.6.ポロシェンコの積極的関与でウクライナ正教会、モスクワ総主教座か  
 ら独立、モスクワ側は容認せず
  - ・) ミンスク合意をめぐり、ウクライナ側とロシア側の主張の乖離 実行不能  
 ミンスク第一休戦協定(2014.9.5) 第二の休戦協定(2015.2.12)  
 ⇒ 東部二州の「自治」と国境のウクライナ側の管理で妥協合意は可能か?
  - ・) 憲法改正 (2019.2月) EU と NATO 志向を前文と 102 条に明記

### III. ゼレンスキー大統領

2019年 3月 31日大統領選挙 ゼレンスキー32.24% ポロシェンコ 15.95%

4.21 第二次投票 ゼレンスキー72.23%、圧倒的勝利

5.20 大統領就任式(第6代):議会の解散を主張 人民の信任を得てないとして

## 7.21 議会選挙「人民の僕」党 得票 43.16% 議会史上で初めて議会の単独過半数

大統領与党「人民の僕」政党組織と議会：与党から首相と内閣が組閣、外相、防衛相、安全保障会議議長の任命→ユーシェンコ=ヤヌコーヴィチ体制(大統領と議会のねじれ)の解消、

マスメディア：戦況報告と「宣伝」→流動的な「民主主義」「人民の僕」の政党組織  
\*ゼレンスキー、ウラジーミル・アレクサンドロヴィチ：(1978.1.25 クリヴォイ・ログ生まれ ウクライナ・ユダヤ人家族～現在 45 歳)

経歴：演劇 テレビ・映画の出演、映像産業の事業：テレビ界で「Мистер кук 料理の達人」(2004)から「お道化の可笑 Рассмеши комика」(2011-18)「Лига смеха お笑い連盟」の司会であった。(2015-18) 料理と笑いの世界で人気を博し、テレビ・シリーズ「人民の僕」が2016年から放映され、彼は Василий Петрович Голобородко(禿のひげ親父)の中学歴史教師を演じた。大統領選挙中も放映され、番組名が彼の政党名となり、⇒ 映画のように彼は大統領に就任。

チャップリン (ゼレンスキー) vs ヒットラー (ブーチン)

大統領選への出馬：2018年12/31日 新年の数分前に出馬表明 恒例の大統領の新年テレビ祝辞は延期された。 Cf. ブーチンの大統領選への出馬 状況

## 政治姿勢

「ユーロ・マイダン革命」後の体制を受容

ロシアの文化活動家のウクライナへの入国禁止を掲げる

歴史の見直し：第二次大戦の勃発とホロコーストをナチス・ドイツとともにソ連に責任があるとした。(2020年1月末 1.28の発言→1.31 故ゴルバチョフがゼレンスキーの第二次大戦に関して「嘘の言葉」と批判した。)

2022.2.24 ゼレンスキー:戒厳令を布告、成人男子(18~60才)の出国を禁止、

ロシアと外交を断絶、⇒総動員体制に入った 議会・政党活動の制限

## 結びと展望

2月24日 ロシアの侵攻を受けキエフ市長：キエフ・ルーシの時代 モスクワは僻遠の沼地であったと、自らの文化的先進性の自負：かつてキエフ・ルーシのもとで発展し、大ロシア、小ロシア、白ロシアと分離し、帝政ロシアとソ連で再統合されたという歴史を「神話」として否定。⇒ コサック、飢餓の告発と「解放」の歴史の創造  
\*「ウクライナ」の呼称：地理的な「辺境」、キエフ・ルーシが遊牧民つづくモンゴルの来襲で衰退し、「ウクライナ」とよばれるに至る。ポーランド、リトワ、ロシアなどの分断支配と併合 →1917年の革命から1922年 ソ連を構成する国の国名(USSR)

ウクライナ：「辺境」からモザイク「国家」、そして新たな民主主義への統合

17世紀半ばのコサックのロシア(モスクワ大公国)への「臣従」と「自治」(1654年)

エカチェリーナ二世：コサック「自治」の廃止、クリミア汗国併合

第二次大戦：ポーランド、ハンガリー、チェコ、ルーマニアから領域併合し形成

クリミア地方をウクライナ共和国に移管(1954年) ⇒領域の歴史的な複合性

歴史の見直し—民族主義に基づく

① 農業の集団化：1932-33の「飢餓 голодомор」民族ジェノサイドとする

cf.北カフカース、カザフスタン、ロシア中央黒土南部、ヴォルガ中流域など各地  
ロシアの研究者との協働した研究 ジェノサイドか？

② 第二次大戦：「勝利」ではなく、大きな損失への「慰霊」幾つもの戦争の複合：

独ソ戦争(1939-45)、ポーランド、チェコ(ハンガリー)、ルーマニアとの戦争の局面、  
独ソ戦(1941-45)とソ連勝利に解消できない 地域の歴史的な複合的背景⇒「犠牲」  
を悼む共同作業、ユダヤ人の大量虐殺、「平和に向けて」

\*ウクライナは、多様な歴史的地域から構成：22州+2市(キエフとセヴァストポリ)+  
クリミア自治共和国：ガリツィア(西ウクライナ3州 ポーランドから)、ザカルパチア州(ハ  
ンガリーからスロヴァキア、併合)、ブコヴィナ(ルーマニアから)、東部ドンバス二州(ロシ  
ア系の人々)

ウクライナ憲法：「自治」条項の薄弱 全161条の内、第11章140~146条、全体とし  
て国家「主権」の強調と 権利に対する義務の制限、一院制議会と統一集権の国制を志向、

### 停戦と和平への展望

ミンスク合意(2014-5)と国連総会 2022.3.3 決議での和平構想 ウクライナの主権と領土  
の保全、東部二州への特別な地位の保障

ブーチン体制：「主権」国家 安全保障政策における大国覇権主義 歴史のなかに正当性

ロシアの 11.6 と 5.9 vs ウクライナの 8.24 と 10.14 建国理念の鋭い対決、

両国の民主化を求め ウクライナ国家：ウクライナ人(民族)ではなくそこに住む多様な人び  
と(民族と信仰)の「統合」、連邦制への転換 vs ウクライナの民族国家主義による統一と集  
権国家ではなく、大国と小国の「国家主権」をかかげた民族主義ではなく、地域の歴史と  
多様性、地域住民の民主主義に基づくウクライナ(連邦)とロシア連邦の形成

18世紀のJ.J.ルソーとI.カント：18世紀の啓蒙思想

カント『恒久平和論』(1795)；次の戦争を引き起こさない講和+国の主権が人民にあるこ  
と(共和制) 今、民主主義と平和において制度(選挙と議会)にもまして、思想と運動が重要

戦争を否定する思想、行動とメディア：地域での戦争犯罪の記録、戦争を批判し反対す  
る人々、忌避する人々への共感と連帯 ⇒ 軍事力とその均衡抑止、軍事同盟の強化の思  
想ではなく、平和に生きる「人権」として、「良心的兵役拒否」の権利を含め確立すること  
が求められている。軍事同盟 NATO に代わって国連と「平和」の思想と人権 ⇒ 国際法、  
人権「普遍的」価値の再構成⇒憲法の前文と9条、国家の交戦権否定の歴史的意義